

岩手県告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、釜石市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成26年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 (1) 種類 地域地区（用途地域）
 - (2) 名称 釜石都市計画用途地域
- 2 (1) 種類 地域地区（駐車場整備地区）
 - (2) 名称 釜石都市計画駐車場整備地区
- 3 (1) 種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
 - (2) 名称 鵜住居地区被災市街地復興土地区画整理事業